

福岡県高齢者保健福祉計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の9第1項に規定する老人福祉計画及び介護保険法(平成9年法律第123号)第118条第1項に規定する介護保険事業支援計画を一体のものとして作成する福岡県高齢者保健福祉計画(以下「保健福祉計画」という。)の策定に当たり、各関係分野の立場から意見を聴くため、福岡県高齢者保健福祉計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、保健福祉計画の策定に関し意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会の委員は、保健、医療及び福祉の専門家及び学識経験者等のうちから知事が委嘱する。
2 委員の数は、15人以上20人以内とする。
3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日からその日が属する年度の3月31日までとする。
2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
2 委員は、あらかじめ委員長の承認を得たときは、その代理人を会議に出席させることができる。
3 委員長は、所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者を出席させ、発言を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。